

東教第 393 号
平成27年5月29日

各市町立小中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

**平成27年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）に係る
別紙1の提出期限について（通知）**

標記の件について、平成27年5月18日付け教職第127-1号の通知を参照し、遺漏なく処理してください。なお、通知文中の教育事務所の定める提出期限は下記のとおりです。

記

提出書類	提出事由	提出期限	提出先
別紙1	一人に2枚以上送付された場合	平成27年6月10日(水)	東部教育事務所 総務・給与担当 (FAX不可)

注1 平成27年5月18日付け教職第127-1号1(2)「異動等（転出・再採用等の臨任含む）があった者の分を回送する場合」に該当する異動者の税額通知書を転出先へ回送する期限

平成27年6月8日（月）必着



総務・給与担当 佐藤
電 話 048-737-2720, 2726
F A X 048-737-2812